

平成 23 年第2回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成23年6月28日 開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	おはようございます。 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。 それでは、ご報告申し上げます。 初めに、町長から地方自治法第 96 条第 2 項及びまんのう町議会基本条例第 9 条の規定に基づく議案 1 件、地方自治法第 110 条第 5 項、及びまんのう町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づく委員会提出議案 1 件を受理いたしました。 次に、各常任委員長から、会議規則第 77 条の規定に基づく、付託審査、結果報告書を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 以上で報告を終わります。 議会報告を終わります。
	大西豊議会 運営委員長	日程第 1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 6 月 27 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、6 名が出席いたしまして、慎重に審議をしました。その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に配布されております、議事日程第 3 号について、ご説明を申し上げます。
		日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
		日程第 2 会議録署名議員の指名 総務常任委員長
		日程第 3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
		日程第 4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
		日程第 5 付託案件の委員長報告

	大西豊議会 運営委員長	<p>日程第 6 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告 満濃中学校改築調査特別委員長</p> <p>日程第 7 議案第 1 号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止について</p> <p>日程第 8 議案第 2 号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正について</p> <p>日程第 9 議案第 3 号 まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について</p> <p>日程第 10 議案第 4 号 まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について</p> <p>日程第 11 議案第 5 号 まんのう町道路線の変更について</p> <p>日程第 12 議案第 6 号 字の区域の変更について</p> <p>日程第 13 議案第 7 号 字の区域の変更について</p> <p>日程第 14 議案第 9 号 平成 23 年度まんのう町一般会計補正予算案第 1 号</p> <p>日程第 15 議案第 10 号 平成 23 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 1 号</p> <p>日程第 16 発委第 1 号 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書を議決事件 として定めることについて 即決</p> <p>日程第 17 議案第 11 号 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書の締結について 満濃中学校改築調査特別委員会付託</p> <p>日程第 18 閉会中の継続調査について</p> <p>以上の日程で、意見の一致を見、午前 10 時 10 分、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>議会運営委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、4 番 白川正樹君、5 番 本屋敷崇君を指名いたします。</p> <p>日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。</p>
	大岡議長	
日程第 2 日程第 3		

	<p>大岡議長</p> <p>川原総務</p> <p>常任委員長</p>	<p>総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求める。</p> <p>総務常任委員長 川原茂行君。</p> <p>総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>6月24日、第1委員会室におきまして、委員全員と教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。6月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第9号の1案件であります。</p> <p>初めに、議案第9号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。</p> <p>その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部、より詳細説明を受け、各委員より、質疑、意見がありました。</p> <p>議案第9号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第1号につきましては、委員より、総務管理費の県外旅費の派遣先についての質疑があり、執行部より、被災地はいろいろあるが、派遣場所は仙台市で想定しており、他の被災地の派遣にも対応ができるとのことあります。</p> <p>また委員より、災害用備蓄品の管理方法についての質疑があり、執行部より、賞味期限等は管理台帳にて管理しているが、保管場所については現在、本庁、琴南支所、仲南支所、美合出張所、かりんの丘公園とのことであります。</p> <p>また委員より、防災用機器の配置についての質疑があり、執行部より、機器等については、かりんの丘公園に保管しているとのことありました。</p> <p>また委員より、防災対策費の資材費の購入の根拠についての質疑があり、執行部より、被害の状況を国の基準をもとに想定し、備蓄品を購入をすることありました。</p> <p>また委員より、危機管理については再度、検討するようにとの意見がありました。</p> <p>以上、付託されました案件につき、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>議案第9号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第1号 全会一致で可</p> <p>と、することとなりました。</p> <p>以上が付託案件審査の報告です。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。</p>
--	--------------------------------------	---

日程第4	<p>川原委員長 大岡議長</p> <p>以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の、委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>日程第4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。</p> <p>教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げたいと思います。 6月23日、委員5名、議長同席のもとに、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、企画政策課長、所管課長全員出席のもと、第1委員会室におきまして、教育民生常任委員会を開催いたしたわけでございます。 6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、議案第1号から4号、議案第10号の5案件であり、本会議に引き続き、執行部より、詳細説明があり慎重に審査をいたしました。 議案第1号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止については、昭和52年の開設以来、約350万人の人が利用し、住民の福祉と健康に寄与してきましたが、近くのエピアみかどの整備等、また、耐震性能が確保されておらず耐震改修等に多額な費用を要することが見込まれておりますが、委員より、耐震改修費についての質疑があり、執行部より、現時点では耐震診断を行っていないので、建築設計図書等を参考に調査・分析し、耐震改修費を1億355万円と試算しているとのことでしたが、この改修費の試算方法が充分でないと思われる所以美霞洞温泉の廃止に伴う耐震費用について委員会として委員長より明確な費用の算出を担当課に確認するということで委員会になったわけです。なお、昨日、担当課の方から確固たるもの、また今後の時期もこの1ヶ月間に必ずやるということで確認をとつります。 また、自治会等の関係組織の意見聴取についての質疑があり、執行部より、今年1月より数回の自治会等の関係者への説明会を行い意見聴取を実施したこととご存知です。 また、雇用の問題についての質疑があり、執行部より、廃止時期の決定後から職員の士気が下がらないようにまた、できるだけ</p>
------	--

高木教育 民生常任 委員長	<p>雇用の確保ができるように検討して行きたいとのことでございます。</p> <p>また、経営改善の取組みについての質疑があり、執行部より、今までに民間のコンサルによる経営改善の調査・指導等に取組んできたとのことでございます。</p> <p>また、条例可決後は、すみやかに閉鎖し、早期に解体撤去をしてほしいとの一部の意見もありました。</p> <p>議案第2号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正について、議案第3号 まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について、議案第4号 まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正については、改正による住民への影響についての質疑があり、執行部より、今回の改正は住民にとって有利なものであるとの説明でございます。</p> <p>議案第10号 平成23年度まんのう町診療所特別会計条例の一部改正については、改正の開始時期について質疑があり、執行部より、7月分からとのことでございます。</p> <p>次に、平成23年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。</p> <p>平成23年度の一般会計補正予算案については、委員より、介護支援体制緊急整備等特別対策事業の地域福祉実態調査の完了時期についての質疑があり、執行部より、これから社会福祉協議会と協議し、できれば年内には完了したいとのことでございます。</p> <p>尚、このなかには民生委員さんの意見も伺ったようなことでございます。</p> <p>また委員より、仲南公民館の今後の管理についての質疑があり、執行部より、老朽化している施設なので管理については今後、協議していく必要があるとのことでございます。</p> <p>その他についても、質疑があり、執行部の答弁があり教育民生常任委員会関係部分については、おおむね委員も理解したるものと思います。</p> <p>付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたらと思います。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第1号</td> <td>全会一致で可</td> </tr> </table> <p>と、することになったわけでございます。</p>	議案第1号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止について	全会一致で可	議案第2号	まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正について	全会一致で可	議案第3号	まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について	全会一致で可	議案第4号	まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について	全会一致で可	議案第10号	平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第1号	全会一致で可
議案第1号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止について	全会一致で可														
議案第2号	まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第3号	まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第4号	まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について	全会一致で可														
議案第10号	平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第1号	全会一致で可														

	高木教育 民生常任 委員長 大岡議長	以上付託案件審査の報告でございます。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	藤田議員	10番 藤田昌大君。 美霞洞温泉の部分については色々あったようですが、全会一致で可ということでありましたので、質疑は取り止めます。 ただ一点ですね、まんのう町母子家庭議案第4号の部分でありますけれども、これ色々問題になっている母子家庭を父子家庭に広げようという多分、議案だらうと思います。そのなかでですね、色々な部分がありまして今、問題になっているのはシングルマザーという部分があります。これ何条やったんかな、第2条のですね5項の中に婚姻をしていないものが、現に児童を扶養している場合であっても認めると、こういう部分ですね。そういった部分で議論があったのかなかったのか。もう1つはですね、この前の震災の部分で両親が亡くなって、祖父母がするという状況もできたようあります。そういった部分については、一人親になるんかなどなんなるんかわからんのですけれども、そういった部分でですね、詳しい議論がされたか、されなかつたかだけ、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
	大岡議長 高木委員長 大岡議長 田岡議員	14番 高木堅君。 藤田議員さんの今の質問ですが、委員会内では今の藤田議員さんが質問されたようなことは充分、問題として討論いたしました。 2番 田岡秀俊君。 ただ今の委員長報告について、美霞洞温泉の廃止の件について、2つほど質問させていただきます。1つは耐震診断の点で納得がいかない部分があるということで昨日、担当課より報告があつて可としたというふうな報告がありましたが、そのあたりのこと、もう少し詳しく聞かしていただけたらというのが1点と、私が初日に質問させていただいておりました、跡地利用の件で何か話しあわせたことがあったのかなかったのか、その2点だけ聞かしていただけたらと思います。
	大岡議長 高木教民 委員長	14番 高木堅君。 耐震診断の件についてですが、目視等また図面等、設計書等で執行部のほうが調査分析をしたといいますが、それに関しては、これ当然、議会の中、地元の議員さん琴南地区の議員さんからも充分明確な、やっぱり金額が欲しいということで、この金額では

日程第 5	高木教育 民生常任 委員長	数字だけではいけないという上に立って、専門の構造計算の資格者等に、こないだの委員会すみしだい担当課長のほうから、充分決めて、その方向の的確な議員の誰に聞かれても、また議会の誰に聞かれてでも、町民に聞かれてでも出しても不思議でないと、また公明正大にやれるということの資料を作成すると課長のほうから明確に話がありましたので、その点はご理解をお願いいたらと思います。それが 1 点と、あと 1 点は、跡地利用に関しましては琴南の土地所有者が神社の所有なので、そのへんの今後の、土地の分についての充分な審議は行っておりますので報告しとります。
	大岡議長	他にございませんか。 他にないようですのでこれをもって、質疑を終了いたします。
	藤田建設 経済常任 委員長	日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 藤田昌大君。 建設経済常任委員会の委員長報告をおこないます。 去る 6 月 22 日、第 1 委員会室におきまして、委員 5 名と、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 6 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号の 3 案件であり、現地調査を行い、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、審査を行いました。 議案第 5 号については、委員より、道路の幅員についての質問があり、執行部より、幅員は 4 m 以上あり町道認定の要件は満たしているとのことありました。 平成 23 年度補正予算案につきましては、委員より、質疑、意見がありましたが、執行部の答弁もあり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も了解し、了承したものと思います。 付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定いたしましたので会議規則第 77 条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第 5 号 まんのう町道路線の変更について 全会一致で可 議案第 6 号 字の区域の変更について 全会一致で可 議案第 7 号 字の区域の変更について 全会一致で可 と、することで意見の一致を見ました。

日程第6	藤田建設 経済常任 委員長	<p>以上が付託案件の審査の報告であります。</p> <p>委員会終了後にですね、建設土地改良課長より、ため池ハザードマップの緊急支援事業が入っているという報告がありましたので、付加えておきます。</p> <p>委員会後、付託案件の審査が終わり、閉会中の委員会を申出することとし、午前11時20分閉会いたしました。</p> <p>以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。以上であります。</p>
	大岡議長	<p>これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
	本屋敷満中 特別委員長	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>日程第6 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員長 本屋敷崇君。</p> <p>それでは、只今より満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行ないます。</p> <p>さる6月21日、15時30分より満濃中学校改築調査特別委員会を、第一委員会室にて、出席委員5名、議長、町長、同席のもと行ないました。</p> <p>協議の内容は、現在、執行部で進められている、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業において、議会として意思決定をするのが、本当に最終的な契約を結ぶ時点だけで良いのかという事についてです。</p> <p>というのも、現在、執行部が発表している優先交渉権者においては、外部有識者による選定委員による選定結果のみを理由とし、その選定に至った詳細な説明が出来ない。また、本来、選定委員から上がってきた答申を元に、事業発注者である町としての精査を行なわなければいけないを行なっていない状況です。</p> <p>そのように、議会に対しても優先交渉権者を選んだ過程が充分ではない状態で、現在の優先交渉権者と基本協定を交わし仮契約に至って良いものかどうかを判断するに当たっては、議会として、基本協定の締結を地方自治法96条の2項に位置づけ、議会の議決を必要としておいてはどうかという事が話し合われました。</p>

	<p>本屋敷満中 特別委員長</p> <p>町執行部とも協議した結果、6月議会最終日に、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業における基本協定の締結を地方自治法96条の2項に位置づけ、議会の議決を必要とする委員会提案を提出する事になりました。</p> <p>以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>日程第7 議案第1号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第2号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p>
日程第8	

	<p>大岡議長 (なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決あります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	<p>日程第9 議案第3号まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決あります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第3号 まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決あります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	<p>日程第10 議案第4号 まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決あります。</p> <p>これより討論にはいります。</p>

	<p>大岡議長</p>	<p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第4号 まんのう町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11 議案第5号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします</p> <p>これより、議案第5号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12 議案第6号 字の区域の変更についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p>

	<p>大岡議長</p>	<p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします</p> <p>これより、議案第6号 字の区域の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13 議案第7号 字の区域の変更についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします</p> <p>これより、議案第7号 字の区域の変更についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14 議案第9号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第1号を議題といたします。</p>

	<p>大岡議長</p>	<p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします</p> <p>これより、議案第9号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第1号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで議場の時計で10時30分まで休憩といたします。 (休憩 午前10時10分)</p> <p>休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午前10時30分)</p> <p>日程第15 議案第10号 平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第1号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします</p> <p>これより、議案第10号 平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第1号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
--	-------------	--

日程第 16	<p>大岡議長</p> <p>本屋敷委長 大岡議長 本屋敷満中 特別委員長</p>	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 16 発委第 1 号 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書を議決事件として定めることについてを議題といたします。</p> <p>提出者から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員長 本屋敷崇君。</p> <p>発委第 1 号 まんのう町立琴南中学校改築・町立図書館等複合 訂正。</p> <p>訂正いたします。すみません。もとい。</p> <p>発委第 1 号 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書を議決事件として定めることについて、上記の議案を、地方自治法第 110 条第 5 項、及びまんのう町議会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。</p> <p>平成 23 年 6 月 21 日 まんのう町議会議長 大岡克三殿</p> <p>提出者 満濃中学校改築調査特別委員長 本屋敷崇</p> <p>それでは提案理由を述べさせていただきます。</p> <p>この提案の提出理由は、現在、本町で進められている、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業において、今までの一般競争入札と同じように、契約時における議決のみの取り扱いで推移してきましたが、当事業が PFI 事業と言う本来と変わった手法を用いての事業となっておることから、事業の複雑性、また、議会としての意思決定を明確にするには、契約時の議決だけではなく、基本協定の締結の時点において議決を行なう事が望ましいと考えます。</p> <p>基本協定を結ぶ前の段階では、要求水準書に従い各グループが提案書を提出し、その提案書を元に優先交渉権者を選んでいます。</p> <p>契約への過程において、優先交渉権者は、特別目的会社を設立し、当町はその特別目的会社と契約に至る行為をおこなって行く事となります。</p> <p>そのような段階の前に、議会としては、まず、要求水準書に対し、各グループが応募された提案書が当町のこの事業にふさわしいかどうかを議決し、その後、特別目的会社との協議に当たることが望ましいと考えますので、ここに、この議案を提案させていただきます。</p>
--------	---	--

日程第 17	<p>本屋敷満中 特別委員長 大岡議長</p> <p>当事業は、当町において、過去、将来にわたっても類を見ない金額、さらには多年度に渡る事業となりますので、議員各位においても基本協定の締結において議決を要する事の必要性を理解していただきたく思っております。以上です。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします</p> <p>これより、発委第1号 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書を議決事件として定めることについてを採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第17 議案第11号 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書の締結についてを議題といたします。</p> <p>提出者から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田隆義君。</p>
--------	--

栗田町長 大岡議長 日程第 18	<p>ただいま上程されました、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関する基本協定書の締結についてをご説明申上げます。</p> <p>本町初となります P F I 事業は、事業者選定委員会による選定を踏まえ、去る 4 月 20 日に優先交渉権者及び次点交渉権者を本町が決定したところでございます。</p> <p>その後、これまで優先交渉権者と事業契約締結に向けた契約協議を行っているところです。</p> <p>今後、予定しております事業契約締結には、優先交渉権者として決定された事業者が落札者として決定したことを基本協定にて本町と互いに確認し、契約締結するまでに本町内に特別目的会社、つまり契約の相手先となる法人を設立することを目的として本議案の基本協定書が締結される必要がございます。</p> <p>一般的には、P F I 法において基本協定書の締結は、議会の議決案件ではございませんが、本町の未来に素晴らしい教育施設や公共空間を残し、かつ確実な事業推進が出来ることを目的として、本基本協定書の締結を行うものでございます。</p> <p>ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>この議案は、委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第 11 号は閉会中の継続審査とし満濃中学校改築調査特別委員会に付託いたしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 11 号は、継続審査とし満濃中学校改築調査特別委員会に付託することに決定いたしました。</p> <p>日程第 18　閉会中の継続調査についてを議題といたします。</p>
------------------------	---

大岡議長	<p>本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会、及び建設経済常任委員会において当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査、並びに、議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。</p> <p>以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これにて、平成23年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。</p>
閉会	閉会　午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年6月28日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員